

第 108 回 定時株主総会 招集ご通知

Makita



日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

場所

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号
株式会社マキタ 本店 5階ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 役員賞与の支給の件

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
新型コロナウイルスに対する措置につきましては、
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

株式会社マキタ

証券コード 6586

長期目標

Strong Company

目次	ごあいさつ	2
	招集ご通知	3
	株主総会参考書類	8
	第1号議案 剰余金の処分の件	8
	第2号議案 監査役3名選任の件	9
	第3号議案 役員賞与の支給の件	12
	(添付書類)	
	事業報告	13
	連結計算書類	29
	計算書類	32
	監査報告書	35
	ご参考	
	トピックス	41
	新製品ダイジェスト	43
	グローバルネットワークの紹介	45
	株主メモ	46



ごあいさつ

取締役社長 後藤宗利

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々及びご家族・関係者の皆様に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

株式会社マキタの第108回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりまして、ひとことご挨拶申し上げます。

当期の業績は、為替の影響が売上と利益を押し下げたものの、リチウムイオンバッテリー製品の販売が引き続き好調に推移したことから、連結売上収益は4,926億円となり、過去最高を達成しました。営業利益は640億円となりました。

世界的に不安定な政治・経済情勢の中で、当社は地球環境問題をはじめとする様々な社会課題やユーザーニーズと真摯に向き合い、業界をリードするバッテリー充放電技術・モータ技術を活かした新たなコードレス製品の開発や販売・サービス体制の拡充に取り組みました。

当社は未来の飛躍を信じて、電動工具のみならず園芸用機器をはじめとした総合充電製品メーカーへの進化に取り組んでおります。環境問題の解決とともにお客様の作業環境の改善、作業効率の向上に注力し、長く将来に渡り、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード 6586)

2020年6月3日

株主各位

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

株式会社 マキタ

取締役社長 後藤 宗利

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、株主様には、ご自身の体調をご確認のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、郵送又はインターネット等により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号 株式会社マキタ 本店 5階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第108期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第108期計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 役員賞与の支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- 連結注記表及び個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makita.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makita.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- 当日は節電への協力の一環として、会場の空調を弱めに設定させていただきます。ご出席される株主の皆様には軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2020年6月25日（木）午前10時（受付開始 午前9時）



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
又、議事資料として本冊子をご持参ください。



株主総会に当日ご出席されない場合

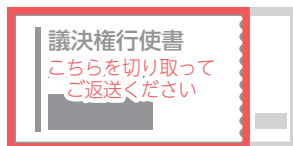
議決権行使期限

2020年6月24日（水）午後5時まで



郵送

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否をご記入
いただき、下記のように
切り取ってご投函ください。



インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は6ページから7ページを
ご覧ください。



スマートフォン等による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

- 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限 2020年6月24日（水）午後5時まで

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る

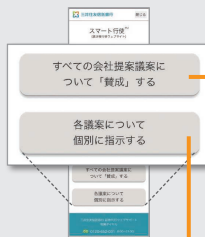


スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

■「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

■一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力ください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(午前9時～午後9時)

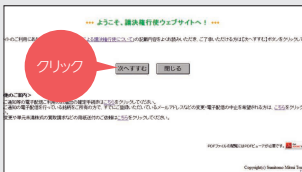
以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

アクセス手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

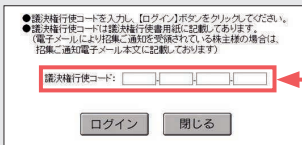


スマートフォン等の場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



2 ログイン

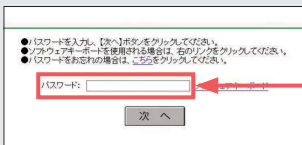


議決権行使コード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



パスワード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「**パスワード**」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えて入力されると、使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金
- ・ 事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針としております。ただし特殊要因がある場合には、これを加減算した調整後の親会社の所有者に帰属する当期利益を基に配当額を決定いたします。

この利益配分の基本方針に基づき当期の連結業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金10円をあわせ1株につき53円となり、連結配当性向は30.1%となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- 1 当社普通株式1株につき金43円
総額11,675,230,570円

剰余金の配当が効力を生じる日

- 2 2020年6月26日
-

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役若山光彦、児玉 朗、井上尚司の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

わか やま みつ ひこ
若山 光彦

[生年月日]
1956年7月6日

[所有する当社株式の数]
9,000株

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年3月 当社入社
2007年10月 同米州営業部長
2012年4月 同中南米営業部長
2016年6月 当社常勤監査役、現在に至る

監査役候補者とした理由

海外販売子会社（カナダ及びスペイン）における駐在経験を有するとともに、海外営業部門を中心に要職を歴任する等当社の業務に精通しております。引き続きこれらの豊富な経験と知見を当社の監査に反映していただくため、監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

こ だま あきら
児 玉 朗

[生年月日]
1954年 4月30日

[所有する当社株式の数]
-株

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

社外

1978年 4月 日本銀行入行
1987年 3月 外務省へ出向
1999年11月 日本銀行審査局審査役
2003年12月 同香港事務所長
2005年12月 同国際局企画役（アジア金融協力センター担当）
2008年 7月 碧海信用金庫入庫経営支援部担当部長
2008年10月 同経営支援部長
2009年 6月 同常勤理事
2011年 4月 同常務理事常務執行役員
2014年 6月 同常勤監事
2016年 6月 当社常勤社外監査役、現在に至る

独立

[重要な兼職の状況] -

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と財務等に関する専門的な知見を有しており、その専門的な見地から有益なご意見をいただいております。引き続きこれらの豊富な経験と知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

取締役会
への出席状況

11回/12回
(92%)

監査役会
への出席状況

13回/14回
(93%)

候補者番号

3

いの うえ しょう じ
井 上 尚 司

[生年月日]
1957年7月29日

[所有する当社株式の数]
500株

再 任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

社 外

1991年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）弁護士登録

独 立

1991年4月 片山欽司法律事務所入所

2009年7月 井上尚司法律事務所開所

2010年10月 名古屋簡易裁判所民事調停官任官

2013年10月 佐尾・井上法律事務所（現井上尚司法律事務所）開所（現任）

2015年6月 名鉄運輸株式会社社外取締役（現任）

2016年6月 当社社外監査役、現在に至る

[重要な兼職の状況] 弁護士（井上尚司法律事務所）
名鉄運輸株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

取締役会
への出席状況

12回/12回
(100%)

監査役会
への出席状況

14回/14回
(100%)

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験を有しており、その専門的な見地から有益なご意見を
いただいております。引き続きこれらの豊富な経験と知見を当社の監査に反映していただくため、
社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者 児玉 朗氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①児玉 朗氏は、当社の取引金融機関の一つである碧海信用金庫の業務執行者を務めておりましたが、当社と同信用金庫との取引は預金のみであり、重要な取引関係ではありません。
 - ②児玉 朗氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - ③児玉 朗氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。児玉 朗氏が選任された場合、当社は児玉 朗氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ④当社は、児玉 朗氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。児玉 朗氏が選任された場合、当社は引き続き児玉 朗氏を独立役員とする予定です。
3. 社外監査役候補者 井上尚司氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①井上尚司氏が社外監査役として在任しているフタムラ化学株式会社は、特定活性炭及び特定粒状活性炭の取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為があったとして、2019年11月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から監査役会等において、法令遵守の視点から注意喚起を行ってまいりました。又、当該事実の判明後は、法令遵守体制の強化及び再発防止の徹底に向けた提言を行う等、その職責を果たしております。
 - ②井上尚司氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- ③井上尚司氏と当社は会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。井上尚司氏が選任された場合、当社は井上尚司氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - ④当社は、井上尚司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に対し届け出ております。井上尚司氏が選任された場合、当社は引き続き井上尚司氏を独立役員とする予定です。
4. 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における各人の持分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 役員賞与の支給の件

当社の役員賞与は、利益配分の基本方針と同様に連結業績連動型としております。なお、社外取締役及び監査役については全額固定報酬とし、役員賞与の支給対象外としております。

これにより、当期末時点の取締役13名のうち、社外取締役 森田章義氏及び杉野正博氏を除く11名に対し、当期の連結業績等を勘案し、役員賞与を総額1億9千5百万円支給することといたしたく存じます。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の国際的な経済情勢を見ますと、米中貿易摩擦や英国のEU離脱を巡る動向、中東情勢の緊迫化等先行きに関する不透明感が高まり、企業の景況感が悪化していく中、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に深刻な影響を及ぼしました。

このような情勢の中で当社グループは、開発面では、工具のパワーを最大限に引き出し、ハイパワー化とバッテリーの長寿命化を実現する当社独自の「スマートシステム」を搭載した40Vmaxシリーズをはじめ、エンジン式同等のパワー・使用感を持つ充電式園芸用機器、災害時の情報収集等に役立つ充電式ラジオ付テレビ等、リチウムイオンバッテリー製品のラインアップを拡充しました。

生産面では、グローバル生産の多極化の推進、部材の現地調達をはじめとするコストダウン、省人化・無人化設備の導入等の取り組みを継続しました。

営業面では、リチウムイオンバッテリー製品の拡販に注力したほか、販売・サービスの拠点を拡充し、地域・顧客密着型の営業体制の強化を進めると同時に、国内外での積極的な倉庫・物流設備に対する投資を行い、物流体制の強化に取り組みました。

当期の当社グループの連結業績は、為替の影響による売上の目減りや新型コロナウイルスの影響による工具需要の減少があったものの、主に東欧、国内市場において売上が堅調に推移したことから、売上収益は前期比0.4%増の492,617百万円となり、過去最高を更新しました。

地域別の売上収益については、次のとおりです。

国内では、建築・建設現場における人手不足から高効率な充電式電動工具の需要が底堅く、加えて充電式園芸用機器の販売も好調に推移したことから、前期比9.3%増の100,697百万円となりました。

欧州では、円高ユーロ安による売上の目減りがあったものの、第3四半期までは概ね全域で底堅い工具需要が見られ、充電式園芸用機器についても順調に売上を伸ばしましたが、第4四半期終盤より新型コロナウイルス感染症の影響が市場に広がったこと等を受け、前期比1.4%増にとどまる216,230百万円となりました。

北米では、激化する米国での競争環境の中、園芸用機器を含むリチウムイオンバッテリー製品の販売に注力したものの、円高ドル安による売上の目減りや、第4四半期終盤より新型コロナウイルス感染症の影響が市場に広がったこと等を受け、前期比0.3%減の72,304百万円となりました。

アジアでは、第3四半期までは中国経済の減速の影響を受けつつも、インド等での販売は好調に推移しておりましたが、第4四半期中盤より新型コロナウイルス感染症の影響が市場に広がったことを受け、前期比4.7%減の38,998百万円となりました。

中南米では、リチウムイオンバッテリー製品を中心とした拡販に努めたものの、主要国の経済の減速や、現地通貨に対し為替レートが円高基調に推移したこと等から、前期比6.5%減の26,000百万円となりました。

オセアニアでは、オーストラリアにおける住宅市場の低迷による影響を受けつつも、充電式園芸用機器の販売推進等に努めましたが、第4四半期終盤より新型コロナウイルスの影響が市場に広がったことや、現地通貨に対し為替レートが円高基調に推移したこと等から前期比6.0

%減の28,421百万円となりました。

中近東・アフリカでは、中東情勢の影響等を受けて販売が低調に推移し、前期比27.6%減の9,967百万円となりました。

以上の結果、当期の海外売上収益比率は、79.6%となりました。

営業利益については、売上収益は増加したものの、販売費及び一般管理費等の増加や為替、米中関税の影響等により原価率が悪化したこと等から、前期比18.2%減の64,046百万円(営業利益率13.0%)となりました。税引前利益は前期比17.4%減の66,008百万円(税引前利益率13.4%)、親会社の所有者に帰属する当期利益は同14.4%減の47,731百万円(親会社の所有者に帰属する当期利益率9.7%)となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済の先行きの不透明な状況が続く一方で、頻発する自然災害や地球温暖化等の環境問題、人手不足といった社会課題の解決に貢献する、作業効率が高く、かつ人と地球環境に優しい工具に対する需要は先進国・新興国を問わず益々高まっていくものと思われます。

こうした経営環境を前提に、当社グループは、市場のコードレス化をリードするため、バッテリーの充放電技術とモータ技術を中心とした研究開発力・製品開発力を高めます。充電式園芸用機器を電動工具に次ぐ将来の事業の柱と位置付け、新製品の開発及び拡販を強化します。グローバルな生産体制をさらに充実させるとともに、生産・調達・物流機能の強化・効率化を図ります。世界の各地域と顧客に密着するきめ細かな営業、アフターサービス体制の構築をさらに進め、マキタブランドの向上に努めます。

これらの施策を推し進めることにより、人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤーとして持続可能な社会の実現に貢献し、業界での確固たる地位の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(新型コロナウイルス感染症が当社グループに与える影響について)

海外売上比率の高い当社グループにおいては世界的な感染拡大による経済活動の停滞が工具需要の減退につながり、当社グループの売上収益及び利益の減少を招く可能性があります。特に売上比率の高い欧州、日本、北米地域での感染拡大は当社の業績に大きく影響を与える可能性があります。

又、中国での感染が拡大した2020年2月に当社グループの中国工場が一時的に生産の縮小や操業停止等の措置を取りました。当社グループの生産比率が高くサプライヤーが集中する中国において再び感染が拡大すれば、当社グループの生産や営業活動に大きな影響を与える可能性があります。

(3) 設備投資等の状況

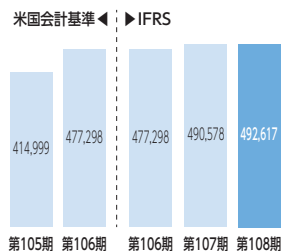
当期において実施しました設備投資の総額は44,409百万円であります。その内訳は、岡崎工場の物流棟並びに岡山県及び埼玉県物流センターの用地等当社で19,406百万円、ルーマニア工場及び中国工場の建物、機械設備及び新製品用金型等子会社で25,003百万円です。

(4) 財産及び損益の状況の推移

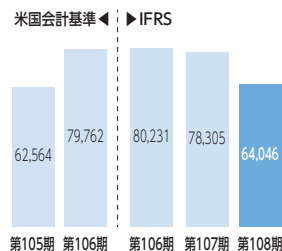
区 分	第105期 2017年3月期	第106期 2018年3月期		第107期 2019年3月期	第108期(当期) 2020年3月期
	米国会計基準		国際会計基準 (IFRS)		
売上収益 (百万円)	414,999	477,298	477,298	490,578	492,617
営業利益 (百万円)	62,564	79,762	80,231	78,305	64,046
税引前利益 (百万円)	64,738	79,678	79,865	79,919	66,008
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	44,782	54,755	54,943	55,750	47,731
基本的1株当たり 当期利益 (円)	164.96	201.70	202.39	205.37	175.80
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	164.95	201.68	202.37	205.34	-
資産合計 (百万円)	597,249	651,031	654,841	680,250	674,564
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	502,170	551,939	554,046	572,748	571,275
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	9.1	10.4	10.4	9.9	8.3

- (注) 1. 連結計算書類は、第107期より国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。又、ご参考までに第106期についても国際会計基準 (IFRS) に準拠した数値を記載しております。
2. 財産及び損益の状況の推移については、国際会計基準 (IFRS) による用語に基づいて表示しております。
3. 基本的1株当たり当期利益並びに第105期、第106期及び第107期の希薄化後1株当たり当期利益は、普通株式の期中平均株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2017年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。第105期の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、基本的1株当たり当期利益並びに第105期、第106期及び第107期の希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。
5. 第108期の希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) = 親会社の所有者に帰属する当期利益 / {(期首親会社の所有者に帰属する持分 + 期末親会社の所有者に帰属する持分) / 2}
7. 金額表示については百万円未満を四捨五入しております。

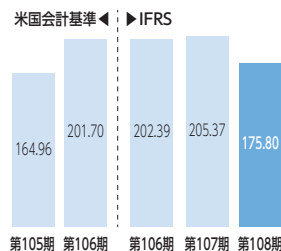
●売上収益 (単位: 百万円)



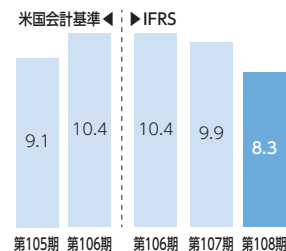
●営業利益 (単位: 百万円)



●基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



●親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (単位: %)



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
マキタ U.S.A. Inc.	161,400千米ドル	100.0%	電動工具の販売
マキタ (U.K.) Ltd.	21,700千英ポンド	※ 100.0	同上
マキタ・ヴェルクツォイク G.m.b.H. (ドイツ)	7,669千ユーロ	※ 100.0	同上
マキタ・フランス SAS	12,436千ユーロ	※ 55.0	同上
マキタ Oy (フィンランド)	100千ユーロ	※ 100.0	同上
マキタ LLC (ロシア)	83,207千ロシアルーブル	※ 100.0	同上
牧田 (中国) 有限公司	80,000千米ドル	100.0	電動工具の製造販売
牧田 (昆山) 有限公司	25,000千米ドル	100.0	電動工具の製造
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	13,000千豪ドル	100.0	電動工具の販売
マキタ EU S.R.L.	732,907千ユーロ	100.0	電動工具の製造
マキタ・ド・ブラジル Ltda.	717,567千ブラジルリアル	99.9	電動工具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、充電式インパクトドライバ、ハンマドリル、マルノコ、ディスクグラインダ等の電動工具、エア釘打、エアタッカ等のエア工具、草刈機、生垣バリカン等の園芸用機器、充電式クリーナ等の家庭用機器並びにその他各種機器の製造・販売を主な事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	安城（愛知県）
営 業 拠 点	東京、名古屋、大阪
工 場	岡崎（愛知県）

② 子会社

名 称	所 在 地
(販売拠点)	
マキタ U.S.A. Inc.	米国 ロサンゼルス
マキタ (U.K.) Ltd.	英国 ロンドン
マキタ・ヴェルクツォイク G.m.b.H.	ドイツ ラティンゲン
マキタ・フランス SAS	フランス ビュッシー サンジョルジュ
マキタ Oy	フィンランド ヘルシンキ
マキタ LLC	ロシア モスクワ
マキタ・オーストラリア Pty. Ltd.	オーストラリア シドニー
(生産・販売拠点)	
牧田（中国）有限公司	中国 江蘇省昆山
マキタ・ド・ブラジル Ltda.	ブラジル ポンタグロッサ
(生産拠点)	
牧田（昆山）有限公司	中国 江蘇省昆山
マキタ EU S.R.L.	ルーマニア ブラネスティ

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
17,090名	666名 (増)

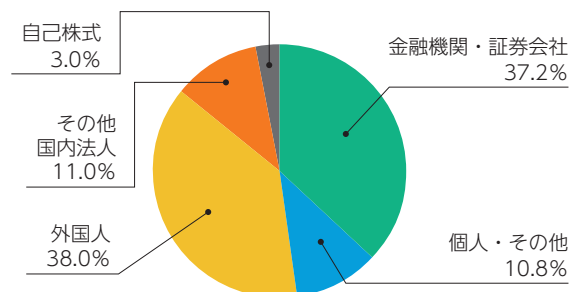
② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,958名	52名 (増)	41.2歳	17.8年

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 992,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 280,017,520株
(自己株式 8,500,530株を含む)
- (3) 株主数 10,836名
- (4) 大株主

所有者別株式分布状況 (株式数比率)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,623千株	7.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,362	4.18
株 式 会 社 マ ル ワ	8,638	3.18
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,426	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,217	2.65
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	6,549	2.41
マ キ タ 取 引 先 投 資 会	6,442	2.37
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,800	2.13
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	5,626	2.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	5,440	2.00

(注) 持株比率は当期末の発行済株式の総数 (自己株式を除く) を基に算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	後 藤 昌 彦	
※取締役社長	後 藤 宗 利	
取締役 常務執行役員	鳥 居 忠 良	生産本部長
取締役 執行役員	丹 羽 久 能	品質本部長
取締役 執行役員	富 田 真 一 郎	購買本部長
取締役 執行役員	金 子 哲 久	開発技術本部長
取締役 執行役員	太 田 智 之	開発技術本部副本部長
取締役 執行役員	土 屋 隆	国内営業本部長
取締役 執行役員	吉 田 雅 樹	生産本部副本部長
取締役 執行役員	表 孝 至	海外営業本部長
取締役 執行役員	大 津 行 弘	管理本部長
取 締 役	森 田 章 義	
取 締 役	杉 野 正 博	株式会社LIXIL 顧問 ミサワホーム株式会社 社外取締役 北恵株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	若 山 光 彦	
常 勤 監 査 役	児 玉 朗	
監 査 役	山 本 房 弘	山本公認会計士事務所 所長 シロキ工業株式会社 社外監査役 山本房弘税理士事務所 所長
監 査 役	井 上 尚 司	井上尚司法律事務所 弁護士 名鉄運輸株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 当社は、グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務を含む18名で構成されております。
3. 取締役 森田章義氏及び杉野正博氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役 児玉 朗氏は、金融機関に長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 山本房弘氏は、日本及び米国の公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役 森田章義氏及び杉野正博氏、監査役 児玉 朗氏、山本房弘氏及び井上尚司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数							
		基本報酬	員 数	賞 与	員 数	ストック オプション	員 数	譲渡制限付 株式報酬	員 数
取 締 役	359百万円	122百万円	13名	195百万円	11名	10百万円	11名	32百万円	11名
監 査 役	41	41	4	-	-	-	-	-	-
合 計	400	163	17	195	11	10	11	32	11

- (注) 1. 上記基本報酬の総額には社外役員（社外取締役2名、社外監査役3名）に支払った3千6百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役8名に対して、使用人給与相当額（賞与を含む）1億4千5百万円を支払っております。
3. 当社は2006年6月開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。同総会において、役員退職慰労金はそれぞれの退任時に支給し、その具体的金額、支払方法等を取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任していただくことが決議されており、2020年3月31日現在の役員退職慰労引当金計上額は、取締役3名に対して3億2千6百万円であります。
4. 1989年5月開催の定時株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬限度額は、それぞれ年額2億4千万円（賞与及び使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）及び年額6千万円であります。
5. 2015年6月開催の定時株主総会の決議による取締役の株式報酬型ストックオプションの割り当てに関する報酬限度額は年額1億円であります（上記4.の報酬額とは別枠）。
6. 当社は2019年6月開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の割り当てによる報酬制度の導入を決議しております。具体的には、上記4.の報酬額とは別枠として、対象取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨の決議をいただいております。同時に上記5.の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、対象取締役はその全部を放棄しております。又、当社は同総会において、ストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割り当てとは別に、対象取締役に対し、上記のとおり放棄した当該ストックオプションとしての新株予約権の目的である当社普通株式の数（38,360株）と同数の譲渡制限付株式を割り当てることとし、当期に限り、対象取締役に対する係る割り当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3億円以内として決議いただいております。
7. 上記ストックオプション及び上記譲渡制限付株式報酬は、当期における費用計上額を記載しております。

(3) 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位等に応じた報酬を支払っております。

役員賞与は、取締役（社外取締役を除く）を対象としており、業績向上への意欲を高めるため、連結業績連動型としております。

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としており、取締役（社外取締役を除く）に対して導入しております。

監査役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	森田章義	83% 10回/12回中	—	世界有数の企業集団であるトヨタグループにおける経営者としての経験と幅広い見識に基づき、意見を述べております。
取締役	杉野正博	92% 11回/12回中	—	世界有数の企業集団であるLIXILグループにおける経営者としての経験と幅広い見識に基づき、意見を述べております。
監査役	児玉朗	92% 11回/12回中	93% 13回/14回中	独立した立場から意見を述べております。
監査役	山本房弘	100% 12回/12回中	100% 14回/14回中	公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。
監査役	井上尚司	100% 12回/12回中	100% 14回/14回中	弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	130百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社のすべての重要な子会社の会計監査を、KPMGインターナショナルのメンバーファームが行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、解任後最初に招集される株主総会に解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

又、会計監査人の独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、会計監査人の不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、当社グループの役員及び従業員全員の行動指針となる「倫理指針」及び「マキタ倫理指針のガイドライン」を定め、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (ii) 企業倫理やコンプライアンスを徹底するため、「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を定め、当社グループ内外に連絡窓口を設置し、問題を汲み上げる体制を構築する。又、ホームページ上に会計、内部統制及び監査に関して外部からの意見・指摘を受ける窓口を設置する。
 - (iii) 内部監査室は、随時必要な内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、稟議規程等社内規程に基づき、適切に保存し管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 各取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、経営上重大な事態が生じた場合は取締役会及び監査役会へ報告する。
 - (ii) 各部門において、品質管理、災害防止、資金運用等、必要に応じリスク管理のための規程、ガイドライン等を定め運用する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、取締役会が決定する経営方針に基づき、事業年度ごとに各部門における重点目標を策定し、各取締役がその達成に向け職務を執行するとともに、取締役会は進捗及び実績を管理する。
 - (ii) 取締役会は、経営方針を実施するための基本となる経営組織、役職、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - (iii) 当社グループ戦略の迅速な実行及び業務執行体制を強化するために、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な業務運営を図る。
 - (iv) すべての子会社について、当社の内に対応窓口部署を定め、子会社の業務が効率的に行われるよう、協議、情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の効率性の向上を図る。

- 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) すべての子会社は担当取締役の管轄下であり、報告規程に基づき経営上重要な事項、不正等に関する事項を適切に報告する。担当取締役はこの報告を受けて必要に応じて監視状況を取締役に報告する。
 - (ii) 財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方針を定め、その有効性を評価する。
 - (iii) 監査役による当社グループの内部統制システムの監視・検証のため、内部監査室等との連携及び会計監査人からの報告の体制を整備する。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。

- 7 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (i) 監査役は、その職務を補助すべき従業員は、他部署の職務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 監査役は、その職務を補助すべき従業員の独立性を確保するため、その任命、異動等に関する事項の決定については監査役会の同意を必要とする。

- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、経営上重要な事項、不正等に関する事項、内部統制システムの構築状況及び運用状況、内部通報制度の運用及び通報の内容等につき、当社の監査役に報告する。
 - (ii) 当社の監査役は、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して報告を求めることができ、当社の監査役が当社グループの取締役及び会計監査人と意見交換等を行うことができる体制を整備する。
 - (iii) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会による会計監査人の監督機能を強化するため、「監査及び非監査業務の事前承認に係る方針及び手続き」を定める。監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
 - (ii) 監査役の独立性を確保するため、監査役報酬は全額固定報酬とする。
 - (iii) 監査役の職務の執行に係る費用については毎年予算を確保し、その費用は当社が負担する。

- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - (i) 当社グループは、企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による事業活動への関与には、常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (ii) 経営姿勢／品質方針に「反社会的勢力の介入を許さない」方針を明記し、社内及びホームページに掲示し、社内外に周知する。
 - (iii) 業務遂行上遵守すべき行動基準を定めた「マキタ倫理指針のガイドライン」において、反社会的勢力との取引の禁止を明記し、各取締役は執行役員及び従業員に周知徹底させる。
 - (iv) 警察及び公益財団法人暴力追放愛知県民会議等外部関連団体と常に連携をとりながら、反社会的勢力による事業活動への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。
 - (v) 平素より警察及び外部関連団体から情報を収集するとともに、積極的に研修会へ参加し当該情報の当社及び当社グループ関係部門での情報共有に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取り組みの状況
 - (i) 「倫理指針」、「マキタ倫理指針のガイドライン」及び「企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程」を当社グループの役員及び従業員全員に対して継続的に周知・教育を行いました。
 - (ii) 従業員全員に対してアンケートを実施する等、コンプライアンスの重要性への意識づけと「倫理指針」の理解浸透を図りました。

- ② リスク管理に関する取り組みの状況
代表取締役、担当取締役、常勤監査役、内部監査室及び当社の各部門長が出席し、当社グループの事業活動におけるリスクの抽出・精査を行う開示委員会を当期は3回開催しました。
- ③ 内部監査に関する取り組みの状況
 - (i) 内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査役会及び経営陣に報告いたしました。
 - (ii) 内部統制監査等において発見された内部統制の不備については、適時かつ適正な是正が行われる仕組みを構築しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取り組みの状況
 - (i) 取締役会にて、各部門の年度目標を承認するとともにその達成状況の進捗を管理しました。
 - (ii) 業務執行を担当する執行役員（期末時点で18名、うち海外在勤5名）を主要各部門に配置し、業務の組織的かつ効率的な運営を図りました。
- ⑤ 監査役の職務に関する取り組みの状況
 - (i) 監査役は、会計監査人と四半期ごとに会合を開催し、情報交換を行いました。
 - (ii) 監査役は、すべての取締役と個別に面談を行い、情報交換を行いました。
 - (iii) 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	460,466	流動負債	79,376
現金及び現金同等物	143,439	営業債務及びその他の債務	34,959
営業債権及びその他の債権	69,599	借入金	7,997
棚卸資産	214,560	その他の金融負債	2,468
その他の金融資産	25,235	未払法人所得税	3,757
その他の流動資産	7,633	引当金	2,931
非流動資産	214,098	その他の流動負債	27,264
有形固定資産	146,649	非流動負債	19,440
のれん及び無形資産	8,749	退職給付に係る負債	3,138
その他の金融資産	38,551	その他の金融負債	9,894
退職給付に係る資産	9,511	引当金	1,248
繰延税金資産	6,932	繰延税金負債	4,952
その他の非流動資産	3,706	その他の非流動負債	208
資産合計	674,564	負債合計	98,816
		(資本の部)	
		資本金	23,805
		資本剰余金	45,531
		利益剰余金	540,063
		自己株式	△11,554
		その他の資本の構成要素	△26,570
		親会社の所有者に帰属する持分合計	571,275
		非支配持分	4,473
		資本合計	575,748
		負債及び資本合計	674,564

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	492,617
売上原価	△323,776
売上総利益	168,841
販売費及び一般管理費等	△104,795
営業利益	64,046
金融収益	2,558
金融費用	△596
税引前利益	66,008
法人所得税費用	△17,957
当期利益	48,051
当期利益の帰属	
親会社の所有者	47,731
非支配持分	320

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
当期首残高	23,805	45,571	508,622	△11,681	6,431	572,748
当期利益			47,731			47,731
その他の包括利益					△32,460	△32,460
当期包括利益合計	—	—	47,731	—	△32,460	15,271
配当金			△16,831			△16,831
自己株式の取得				△2		△2
自己株式の処分		△13		61		48
株式報酬取引		△27		68		41
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			541		△541	—
所有者との取引額合計	—	△40	△16,290	127	△541	△16,744
当期末残高	23,805	45,531	540,063	△11,554	△26,570	571,275

	非支配 持分	資本 合計
当期首残高	4,474	577,222
当期利益	320	48,051
その他の包括利益	△176	△32,636
当期包括利益合計	144	15,415
配当金	△145	△16,976
自己株式の取得		△2
自己株式の処分		48
株式報酬取引		41
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	△145	△16,889
当期末残高	4,473	575,748

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	145,571	流動負債	38,366
現金及び預金	58,441	買掛金	23,965
受取手形	172	未払金	3,402
売掛金	43,708	未払費用	6,139
有価証券	2,123	未払法人税等	2,693
製品・商品	24,764	役員賞与引当金	194
仕掛品	1,458	製品保証引当金	508
原材料・貯蔵品	4,380	その他	1,465
短期貸付金	6,852	固定負債	1,247
その他	3,679	退職給付引当金	253
貸倒引当金	△6	役員退職慰労引当金	326
固定資産	292,400	長期預り金	184
有形固定資産	56,702	その他	484
建物	16,817	負債合計	39,613
構築物	1,969		
機械及び装置	3,498	(純資産の部)	
車両運搬具	112	株主資本	392,481
工具、器具及び備品	5,367	資本金	24,206
土地	17,991	資本剰余金	47,648
建設仮勘定	10,948	資本準備金	47,525
無形固定資産	2,709	その他資本剰余金	123
ソフトウェア	973	利益剰余金	332,181
工業所有権	741	利益準備金	5,669
その他	995	その他利益剰余金	326,512
投資その他の資産	232,989	配当準備積立金	750
投資有価証券	30,347	研究開発積立金	1,500
関係会社株式	93,679	圧縮記帳積立金	2,447
関係会社出資金	89,413	別途積立金	85,000
長期貸付金	174	繰越利益剰余金	236,815
差入保証金	6,826	自己株式	△11,554
前払年金費用	10,572	評価・換算差額等	5,877
繰延税金資産	1,861	その他有価証券評価差額金	5,877
その他	117	純資産合計	398,358
資産合計	437,971	負債及び純資産合計	437,971

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		295,161
売上原価		233,795
売上総利益		61,366
販売費及び一般管理費		39,627
営業利益		21,739
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,198	
その他の営業外収益	420	39,618
営業外費用		
有価証券売却損	3	
為替差損	1,009	
その他の営業外費用	1	1,013
経常利益		60,344
特別利益		
固定資産売却益	1,063	
投資有価証券売却益	524	1,587
特別損失		
固定資産除売却損	123	
投資有価証券評価損	76	199
税引前当期純利益		61,732
法人税、住民税及び事業税		8,881
法人税等調整額		480
当期純利益		52,371

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	24,206	47,525	19	47,544
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			104	104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			104	104
当期末残高	24,206	47,525	123	47,648

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金						利益剰余金合計		
		配当準備積立金	研究開発積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,669	750	1,500	1,437	85,000	202,285	296,641	△11,621	356,770	
当期変動額										
圧縮記帳積立金の積立				1,051		△1,051	-		-	
圧縮記帳積立金の取崩				△41		41	-		-	
剰余金の配当						△16,831	△16,831		△16,831	
当期純利益						52,371	52,371		52,371	
自己株式の取得								△2	△2	
自己株式の処分								69	173	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計				1,010		34,530	35,540	67	35,711	
当期末残高	5,669	750	1,500	2,447	85,000	236,815	332,181	△11,554	392,481	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,807	8,807	132	365,709
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				-
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△16,831
当期純利益				52,371
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				173
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,930	△2,930	△132	△3,062
当期変動額合計	△2,930	△2,930	△132	32,649
当期末残高	5,877	5,877	-	398,358

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 マキタ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊤
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキタの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社マキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 マキタ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキタの2019年4月1日から2020年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社マキタ 監査役会

常勤監査役 若山 光彦 ㊟

常勤監査役 児玉 朗 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 山本 房弘 ㊟

社外監査役 井上 尚司 ㊟

以上

ご参考

トピックス

イメージキャラクターにバスケットボールプレイヤーの八村塁選手を起用

2020年3月よりバスケットボールプレイヤーの八村塁選手を当社のイメージキャラクターに起用しました。

当社ウェブサイトや各種宣伝物に加え、特設サイト“makita8.com”における、ラッパーのKEN THE 390さんとのコラボレーション動画の公開等を通じて、充電式ラジオ付テレビ、40Vmaxシリーズ等、新時代のマキタの充電製品を八村選手の卓越した競技スキルと力強さ、圧倒的な存在感でPRします。

オリジナルウェブ動画はメイキング動画とともに特設サイト“makita8.com”のほか、マキタの公式YouTubeチャンネルでも公開中です。世界で戦う八村選手とマキタの新しい充電製品が組み合わさった迫力ある映像コンテンツを是非お楽しみください。



▲宣伝用ポスター



▲makita8.com



▲マキタ公式
YouTube
チャンネル

物流体制強化へ 積極投資続く

充電製品、とりわけ充電式の園芸用機器の販売数が世界的に増加を続けていることから、当社グループではより迅速にお客様のもとへ製品・部品をお届けできるよう、物流体制の強化に取り組んでいます。

又物流の強化は、世界的な建築・建設現場での人手不足という社会問題の解決への貢献という面においても、製品を遅滞なくお客様に届け、各地の現場における工事のスムーズな進行を支えるという点で、重要なポイントとして当社は位置付けており、現在、岡崎工場（愛知県）敷地内における新物流棟の建設をはじめ、国内外での積極的な倉庫・物流設備への投資を実行・計画しています。

マキタの強みである地域密着のサービスネットワーク体制に、物流面でさらに磨きをかけ、世界各地域でのシェアアップを図ります。



▲岡崎 新物流棟完成イメージ
※実際とは異なる場合があります。

充電製品メーカーへの進化に向け、製品レンジをさらに拡大

プロ用電動工具の専門メーカーとして培ってきた充放電・モータ技術を基に、当社は従来の電動工具、又近年注力している充電式の園芸用機器に加え、アウトドアでも楽しめるコーヒーメーカーやラジオ、スピーカ等、充電製品のラインアップの拡充を続けています。

2019年秋には充電式の現場テレビを発売。作業現場での休憩時間や、自然災害による避難先での情報収集手段としてテレビを求めるユーザーのニーズに応える製品です。特にテレビとLEDライト、バッテリー・充電器がセットになった防災用コンボキットは、非常時の明かり・情報・電源の確保に貢献します。

マキタは今後も、電源コードやエンジンを必要としていたハイパワーな作業を充電製品によって可能にするとともに、バッテリーを使った新たな分野の製品開発に果敢に挑戦することで、地球環境及び作業環境の改善並びにユーザーの作業効率及び快適性の向上に一層貢献してまいります。



▲防災用コンボキット イメージ

マキタはプラスチック包装の削減に努めます

プラスチックは我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。一方で、不適正な処理のため海洋へ流出するプラスチックごみが問題となっており、地球規模での環境汚染が懸念されています。EUでは2019年6月に、特定の使い捨てプラスチックの使用を禁止する法律が公示される等、地球環境保護のため、使い捨てプラスチック削減の取り組みが必要とされています。

このような状況の中、マキタは「人の暮らしと住まい作りに役立つ工具のグローバルサプライヤー」として、持続可能な社会の実現及び生物多様性の保全に貢献するため、当社製品の包装に使用する使い捨てプラスチックの削減に取り組みます。今までも包装の簡素化に取り組んできましたが、2020年度より当社製品の包装に使用されるポリ袋等を削減し、紙製等の環境に優しい素材への切り替えを進めてまいります。

ご参考

新製品ダイジェスト

■ Li-ion 40Vmax シリーズ 「次世代の領域に導く、さらなるパワー。」

● 当社独自の「スマートシステム」を搭載した新バッテリーシリーズ。

バッテリーの状態に応じて、工具とバッテリー間の給電制御を最適化。工具のパワーを最大限に引き出し、高負荷時の連続作業時間の向上とバッテリーの長寿命化を実現しています。



又、バッテリー自体の耐落下・衝撃性能が向上するとともにIP56に対応*する防じん・防水保護性能を持つ高耐久な仕様で、よりタフな環境でも高効率な作業を続けることが可能になりました。40Vmaxシリーズは今後、製品ラインアップの拡充を続々と予定しており、建築・建設現場のコードレス化と高効率化をさらなるパワーで次世代の領域に導きます。

*バッテリー単体での保護等級です。工具本体にバッテリーを装着した場合は、本体側の保護等級に準じます。粉じんや水によって故障しないことを保証するものではありません。

■ 充電式ラジオ付テレビ TV100 「好きな場所で見る、聴くを楽しむ。」



● スライド式リチウムイオンバッテリー (10.8V、14.4/18V) のほか家庭用電源 (AC100V) でも使用できる大画面の現場テレビ。

ダイバーシティアンテナ方式による安定した受信感度を持ち、直径90mmのステレオスピーカからは、Bluetooth接続による音楽再生、AM/FM(ワイドFM対応) ラジオを高音質で楽しむことができます。USB接続によるスマートフォンの充電等も可能で、現場での休憩、アウトドアレジャー、災害時等様々なシーンで活躍します。



(バッテリーと充電器、ライトがセットになった防災用コンボキット CK1012)

■ 255mm充電式草刈機シリーズ 「ハイパワー・低騒音・低振動 30mLエンジン式同等の使用感*」

● 30mLエンジン式同等の使用感*を持つ255mm充電式草刈機



MUR369UD

MUR201Cは、背負い式のポータブル電源ユニットに接続して使用するコネクタ接続専用モデルで、製品本体を軽量化しながら、長時間作業を可能にしています。

ハイパワーブラシレスモータを採用し、30mLエンジン式と同等の使用感*でプロの仕事をサポート。モータとコントローラを強制冷却することにより重負荷の連続作業にも対応します。

又、負荷の強弱によって自動で回転速度を変速する「楽しくモード」を搭載する等、作業環境に応じた省エネな運転が可能です。

*2020年2月現在、当社調べ。当社30mLエンジン式モデル機比



MUR201C(コネクタ接続専用モデル) ポータブル電源ユニット PDC01は別販売品です。



■ 充電式ヘッジトリマ MUH503/603SD 「『最軽量*1 3.4kg』片刃式ヘッジトリマ登場」

● パワーと軽量を両立したプロ仕様の充電式ヘッジトリマ。

22mLエンジン式を超える使用感*2と同クラスでは最軽量となる重量を実現。

ブラシレスモータ&定回転制御の組み合わせによる粘り強い刈り込みと、枝を逃がさずスムーズに切断する偏角拌み刃形状の採用、本体との一体感を高める最適バランス設計、低振動で疲れにくい防振構造、さらにエンジン式以上のランタイムの実現等、長時間ハードな作業をこなすプロユーザーのニーズに応えます。

*1 2020年2月現在、当社調べ
(500/600mmクラスプロ向けヘッジトリマにおいて)

*2 当社500/600mm 22mLエンジンヘッジトリマと比較



マキタ・オーストリア

- 会社名: Makita Werkzeug Gesellschaft m.b.H.
- 設立: 1981年9月
- 本社所在地: オーストリア
フィッツナムエント
(ウィーン郊外)



好評の充電式芝刈機 DLM431



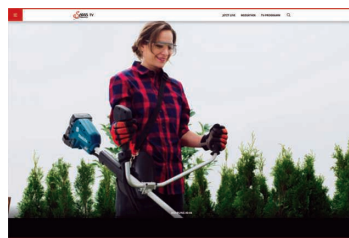
オーストリアにおける マキタ

マキタ・オーストリアは設立から約40年が経ちますが、地道に拡販活動を続けてきた結果、今ではオーストリアにおける電動工具市場のシェアはトップクラスとなるまでに成長しています。競合他社がドイツ等の他国からオペレーションするようになる中、マキタはオーストリア国内に拠点を置き、販売店・ユーザーに密着し、寄り添いながらサービスの質を磨いてきたことがこの結果につながっていると確信しています。最近特に充電製品の品揃えの豊富さが市場に受け入れられており、マキタは電動工具業界の先頭を走り続けています。

らオペレーションするようになる中、マキタはオーストリア国内に拠点を置き、販売店・ユーザーに密着し、寄り添いながらサービスの質を磨いてきたことがこの結果につながっていると確信しています。最近特に充電製品の品揃えの豊富さが市場に受け入れられており、マキタは電動工具業界の先頭を走り続けています。

充電式OPE*製品の拡販に注力

近年は充電式OPE製品の拡販に力を入れており、インターネットテレビでの動画広告や、SNS等を利用した宣伝広告活動、園芸・農業雑誌への広告掲載、サッカースタジアムでのイベント等を通して市場での認知度アップを図った結果、「充電式OPEのマキタ」というイメージを市場に浸透させることができました。国内各地でのユーザー向けの宣伝活動も精力的に行い、芝刈機や草刈機、ヘッジトリマを中心に売上を伸ばし、今では充電式OPEの市場でもオーストリア国内トップのシェアを獲得することに成功しています。ウィーンのシェーンブルン宮殿では庭園の手入れにマキタの製品が使われており、同地を訪れる観光客の目にも留まるようになっていきます。



▲充電式OPEの動画広告



▲シェーンブルン宮殿の庭園

*OPEは、園芸用・農業用・林業用等屋外で使用する各種工具機器 (Outdoor Power Equipment) の略称です。

新分野への挑戦でさらなる成長を目指す

オーストリアは人口900万人弱とそれほど大きな国ではなく、又市場としてはかなり成熟しているため、将来も売上アップを続けていくためには、従来の電動工具市場に加え、上述した充電式OPE市場等のマキタにとって新しい分野への挑戦が今後重要になります。この新しい分野においてマキタの強みである充電製品の利便性を市場にアピールし、「オーストリア全国民をマキタユーザーに」を合言葉に積極的な拡販活動を続け、さらなる成長を目指します。



▲マキタ・オーストリア本社

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
単元株式数	100株
株主確定基準日	1) 定時株主総会、期末配当金 3月31日 2) 中間配当金 9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話	0120-782-031 (フリーダイヤル)

公告方法 電子公告

電子公告掲載アドレス <http://www.makita.co.jp/ir/index1.htm>
(電子公告を行うことができない場合は日本経済新聞にて掲載)

上場証券市場 東京、名古屋 証券コード 6586

【お知らせ】

- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内

ホームページを通じて、企業活動や製品に関する詳しい情報をご覧いただけます。

【製品情報】

新製品のご紹介、電動工具、ホーム用電動工具、園芸用機器等の各種カタログのほか、取扱説明書等がご覧いただけます。

【企業情報】

当社の概要や沿革のほか、会社案内・CSR報告書等がご覧いただけます。

【投資家情報】

業績の推移、決算情報、プレスリリースのほか、決算発表予定日等の情報をタイムリーに提供しています。



▲マキタ トップページ
<https://www.makita.co.jp/>



▲投資家向け情報サイト
<https://www.makita.co.jp/ir/>

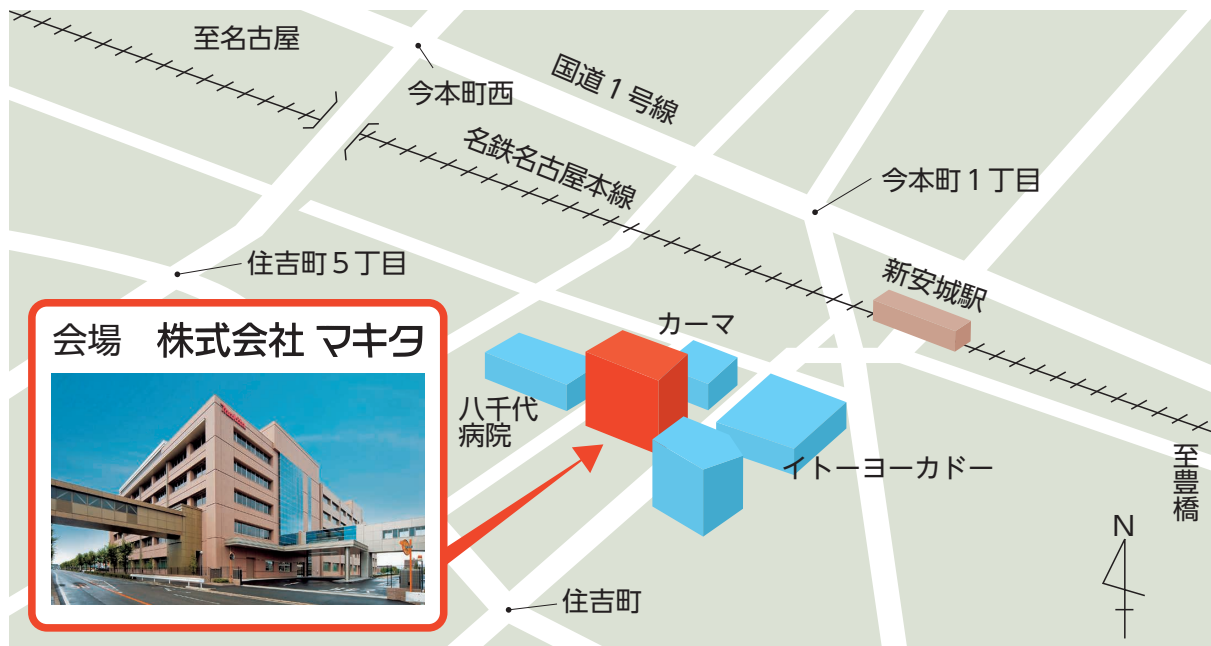
株主総会会場ご案内図

会場

株式会社マキタ 本店 5階ホール

愛知県安城市住吉町3丁目11番8号

電話(0566)98-1711(代表)



交通機関

名鉄名古屋本線 新安城駅下車 南口より
徒歩約5分

- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、本年は送迎バスの運行を取りやめさせていただきます。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

受付時間

- 受付開始は、午前9時を予定しております。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 マキタ

<新型コロナウイルス「COVID-19」に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染予防のため、株主様にはご自身の体調をご確認のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。ご出席に代えて、郵送又はインターネット等による議決権の事前行使が可能ですので、是非ご利用ください。

ご来場される場合は、マスク着用等の感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

